



令和6年度  
特定教育・保育施設等の集団指導

# 特定教育・保育施設等の 指導監査について

南部広域市町村圏事務組合  
総務振興課 教育・保育係



# 南部広域市町村圏事務組合とは

南部広域市町村圏事務組合は、浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村で構成する一部事務組合（特別地方公共団体）です。

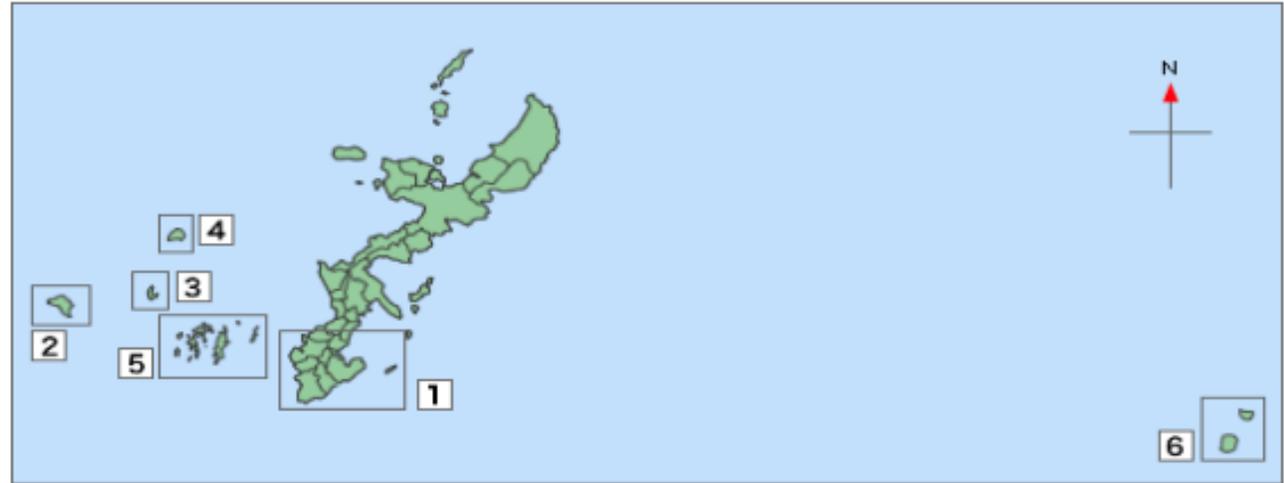


一部事務組合とは、複数の地方公共団体（市町村など）が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する行政機関です。



共同して処理するメリットとしては、**専門性の確保や体制の強化**などがあげられます。

◇ 圏域の位置



# 指導監査の種別（実施主体）

子ども・子育て支援法に基づく	
<b>確認監査</b> （概ね3年に1回）	
【確認監査の主な内容】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用定員に関する事項</li> <li>○運営に関する事項</li> <li>○給付に関する事項</li> </ul>	
対象施設・事業所	実施主体
家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業 居宅訪問型事業	市町村 （南部広域市町村圏事務組合）
保育所	
認定こども園	
幼稚園（私学助成除く）	

児童福祉法に基づく	
<b>施設監査</b> （1年に1回）	
【施設監査の主な内容】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育・保育環境の整備に関する事項</li> <li>○教育・保育内容に関する事項</li> <li>○健康・安全・給食に関する事項</li> </ul>	
対象施設・事業所	実施主体
家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業 居宅訪問型事業	市町村 （南部広域市町村圏事務組合）
保育所	
認定こども園	沖縄県
幼稚園（私学助成除く）	

# 1. 令和5年度 指導監査状況について

# 1-1. 令和5年度 指導監査状況について

## 確認監査（確認制度に基づく指導監査）の状況

### ① 実地指導件数

	事業種名	実地指導事業所数
特定地域 型保育事 業	小規模保育事業	40事業所
	事業所内保育 事業	10事業所
	家庭的保育事業	4事業所
	居宅訪問型保育 事業	該当事業所なし
	計	54事業所

### ② 指導状況

	事業所数
文書指摘のみ	0事業所
文書指摘と口頭指導	17事業所
口頭指導のみ	37事業所
文書指摘・口頭指導なし ※助言のみ	0事業所
計	54事業所

# 指導項目および指導件数

大分類	項目	件数
加算認定関係	処遇改善等加算に関する事	52
事業所運営関係	運営規程の内容に関する事	24
	重要事項説明書（内容、同意書の受領）に関する事	58
	法定代理受領通知	41
	園の自己評価に関する事	17
	その他	25
職員配置関係	職員配置に関する事	4

**合計 221件**

# 指摘事項となった主な事例

## 【文書指摘】

- ・ **キャリアアップ研修未修了者に処遇Ⅱが支給されていた**
- ・ **処遇改善加算Ⅱ対象者に職位の発令や職務命令が行われていなかった。**
- ・ 実費徴収の際に、保護者へ領収証を交付していない
- ・ 会計がその他の事業の会計と区分がされていない
- ・ 重要事項説明書が作成されていない
- ・ 園長が専従していない
- ・ **国通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」において必要とされている加配職員が不足していた**

# 指導事項となった主な事例

## 【口頭指導】

- ・ 給与規程等において、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの明記がされていなかった。
- ・ 給与規程等において、支給額や支給条件が明確でなかった
- ・ **法定代理受領の給付費額の通知がされていない**
- ・ **確認の変更届について未提出となっている**
- ・ **運営規程の項目が不十分**
- ・ **重要事項説明書の項目が不十分**
- ・ 重要事項説明書が掲示されていない
- ・ 重要事項説明書の同意（書）内容が不十分
- ・ 園の自己評価が不十分

# 1-2. 令和5年度 指導監査状況について

## 施設監査（認可制度に基づく指導監査）の状況

### ①一般指導監査（実地）件数

	事業種名	事業所数
家庭的 保育事 業等	小規模保育事業	40事業所
	事業所内保育 事業	10事業所
	家庭的保育事業	4事業所
	居宅訪問型保育 事業	該当事業所なし
	計	54事業所

### ②指導状況

	事業所数
文書指摘のみ	1事業所
文書指摘と口頭指導	20事業所
口頭指導のみ	31事業所
文書指摘・口頭指導なし ※助言のみ	2事業所
計	54事業所

# 指導項目および指導件数

項目	件数	項目	件数
入所児童数及び施設、設備の状況	28	児童処遇関係（指導計画等）	9
職員配置に関すること	7	給食業務に関すること	25
施設運営管理に関すること	23	児童の健康管理・安全管理	12
職員処遇（主に労務関係）	73	非常災害対策の状況	17
職員処遇 （主に給与に関すること）	26	福祉サービスの質の向上の取組みに関すること	17
その他	8	※6件以上あったものを項目・件数表示	
		<b>合計 245件</b>	

# 指摘事項となった主な事例

## 【文書指摘】

- ・ **利用児童に対する必要面積が不足**
- ・ **保育士（保育従事者）の配置不足**
- ・ 全職員（雇い入れ・定期）の健康診断が未実施
- ・ 労働条件通知書が交付されていなかった
- ・ 給与規程等に定めた内容や支給額について実態と差異があった
- ・ 食事の外部搬入について（搬入可能施設以外からの搬入）
- ・ **保存食が適切にとられていなかった（皮、へたなど可食部以外）**
- ・ 園児の定期健康診断が未実施

# 指導事項となった主な事例

## 【口頭指導①】

- ・ 認可事項に係る変更届が確認できなかった
  - ※保育室、管理者、運営規程等の変更
- ・ 職員派遣等に関する記録が確認できなかった
- ・ 運営規程に定めなければならない項目が不足していた
- ・ **職員の定期健康診断、雇い入れ時健康診断が適切に実施されていなかった**
- ・ **給与規程等において、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの明記がされていなかった**
- ・ 全体的な計画／指導計画の内容が不十分

# 指導事項となった主な事例

## 【口頭指導②】

- ・ 食物アレルギー児の対応について、生活管理指導表に基づいて行われていない
- ・ SIDS予防の対策が不十分
- ・ プランターが足場となり、落下の危険性があった
- ・ **消火・避難訓練を実施していない月があった**
- ・ 園の自己評価が行われていなかった、または不十分だった

## 2. 確認監査について

## 2. 確認監査について

根拠法令 【第1条】	子ども・子育て支援法 第14条
目的 【第2条】	<u>保育の質の確保、施設型給付費等の支給の適正化</u>
方針 【第3条】	設置者等の責務、施設等の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底、過誤・不正の防止を図るために実施
指導形態 【第5条】	(1) <u>集団指導</u> …運営基準等の遵守に関して、講習等の方法により行う。 (2) 実地指導… (3) 書面監査…

※「南部広域市町村圏事務組合特定教育・保育施設等及び特定地域型保育事業者指導監査要綱」【抜粋】

## 2. 確認監査について（実地指導）

実地指導の実施基準・方法	
基準を定めている条例	各7市町の運営に関する基準を定める条例 【例：〇〇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例】
本組合から実地通知送付	<u>実地指導日の1か月以上前</u> に、施設・事業所に送付します。
監査調書の作成	対象となった特定教育・保育施設等は、本組合HPに掲載の監査調書をダウンロードの上必要事項を記入し、本組合が指定する提出期限（ <u>実施日のおおむね約2週間前</u> ）までに本組合へ提出してください。
実地指導の実施	対象施設において、監査調書及び関係書類等を踏まえ施設長等関係者に聞き取りを行います。
本組合から結果通知送付	指導監査終了後、結果通知を郵送します。
改善報告書の提出	文書指摘があった場合、結果通知到着後おおむね2か月以内に（提出期限は文書に記載）是正改善状況報告書を提出してください。 口頭指導については報告を求めませんが、早めの改善をお願いします。

## 2. 確認監査について（実地指導）

### ○指導監査を受けるにあたっての留意点

①調書等は正確に記入して提出してください。

・当該資料は、当日の指導監査を効率的・効果的に実施するため、法令に基づいて指導の一環として提出いただくものです。正確かつ記載漏れのないようにしてください。

②監査当日は、効率的に進めることができるよう対応職員を配置してください。

・当日は、本組合から2～4名程度で訪問いたします。監査員からの質問等に対応できるように、施設長を主に、必要に応じて実務担当職員も同席させてください。

## 2. 確認監査について

### ○令和6年度 実地指導（確認監査）の重点項目

- (1) 職員の配置状況
- (2) 重要事項説明書に記載すべき事項の確認
- (3) 運営規程に規定すべき事項及び関係市町への変更届提出の確認
- (4) 職員研修の確認
- (5) 処遇改善等加算Ⅱに係る諸手続き及び支給状況等の確認
- (6) 委託費・給付費の確認

## ○令和6年度 一般指導監査（施設監査）の重点項目

- (1) 職員の配置状況の確認
- (2) 施設・設備等の確認
- (3) 職員給与に係る規程の整備及び支給状況の確認
- (4) 労務管理（職員給与以外）の確認
- (5) 安全計画策定の確認
- (6) 保育の計画及び評価の確認
- (7) 職員研修の確認
- (8) 運営規程に規定すべき事項の確認
- (9) 不適切な養育等の発見及び予防の確認
- (10) 衛生管理の確認
- (11) 児童の健康診断の実施の確認
- (12) 睡眠中の事故防止の確認

### 3. 制度説明について（確認・認可）

### 3. 制度説明について 職員配置基準について

 令和6年4月に配置基準が改正されました

- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

現行	改正後
乳児 おおむね3人につき1人以上	乳児 おおむね3人につき1人以上
満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人以上	満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人以上
満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね20人につき1人以上	満3歳以上満4歳に満たない幼児 おおむね <u>15人につき1人以上</u>
満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人以上	満4歳以上の幼児 おおむね <u>25人につき1人以上</u>

### 3. 制度説明について

#### 職員配置基準について

※改正後配置基準の適用時期

##### (各省令の施行日)

令和6年4月1日

##### (経過措置)

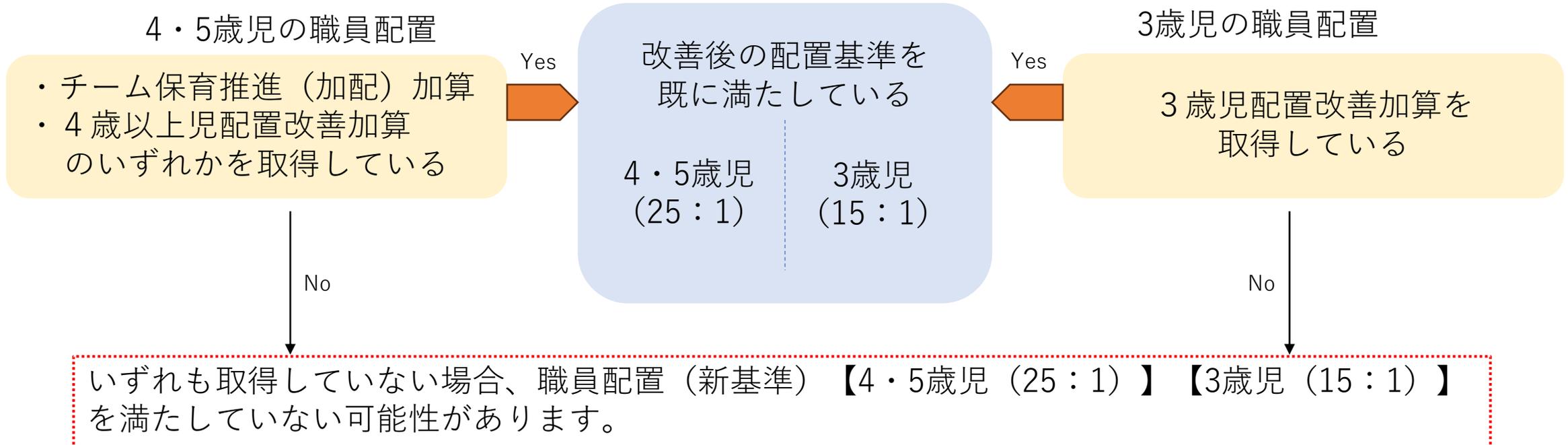
保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、設備運営基準の規定による基準（職員配置基準）は、適用しない。

##### (新基準の適用時期)

以上の場合を除き、施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準に規定する市町村の条例又は都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、設備運営基準の規定による基準（職員配置基準）は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

**条例改正前であっても改正後の配置基準が適用されることとなります！**

### 3. 制度説明について 職員配置基準について



改善後の配置基準を満たすよう、保育士等の確保に向けて取り組みをお願いします

## 3. 制度説明について 職員配置基準について

### 特定地域型保育事業

(小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業)

職員の配置人数については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(以下、「通知」)に基づき、確認します。

例：小規模保育事業A型に必要な保育士数 (0歳児6人、1・2歳児13人の定員19人の場合)

i) 保育士数	0歳児	6人 ÷ 3 =	保育士	2	人	} 認可条例による職員配置基準 ... 常勤保育士
	1・2歳児	13人 ÷ 6 ÷	保育士	2.1	人	
	上記に加えて		保育士	1	人	
	計		保育士	5	人	

※通知では、地域型保育給付費の基本部分には、上記の保育士5人に加え、

ii) 保育標準時間認定を受けた子供が利用する場合 + 非常勤保育士 1人

i) ii) とは別に 非常勤の保育従事者 (A型にあっては保育士) を 1人 配置

①5人 + ②1人 + ③1人 = **計7人** の保育士配置が必要となる

## 3. 制度説明について

- 処遇改善等加算Ⅱについて

- ① 処遇改善等加算Ⅱに係る手当は、**就業規則（給与規定等）**にその根拠が定められているか。
- ② 副主任保育士や職務分野別リーダーに対し、**職位の発令や職務命令**が行われているか。
- ③ 手当は一括支給でなく**毎月支給**されているか。  
**※年度途中で対象職員が休業・退職等した場合に、代理の職員等へ処遇改善を行っているか？**
- ④ 年度終了後、市町村へ**実績報告書**を提出しているか。

詳しくは「〔最終改正〕令和6年4月12日 施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」

「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するFAQ（よくある質問）（Ver.8）」を参照

こども家庭庁HP URL  <https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>

## 3. 制度説明について

### 法定代理受領通知（保育所を除く）について

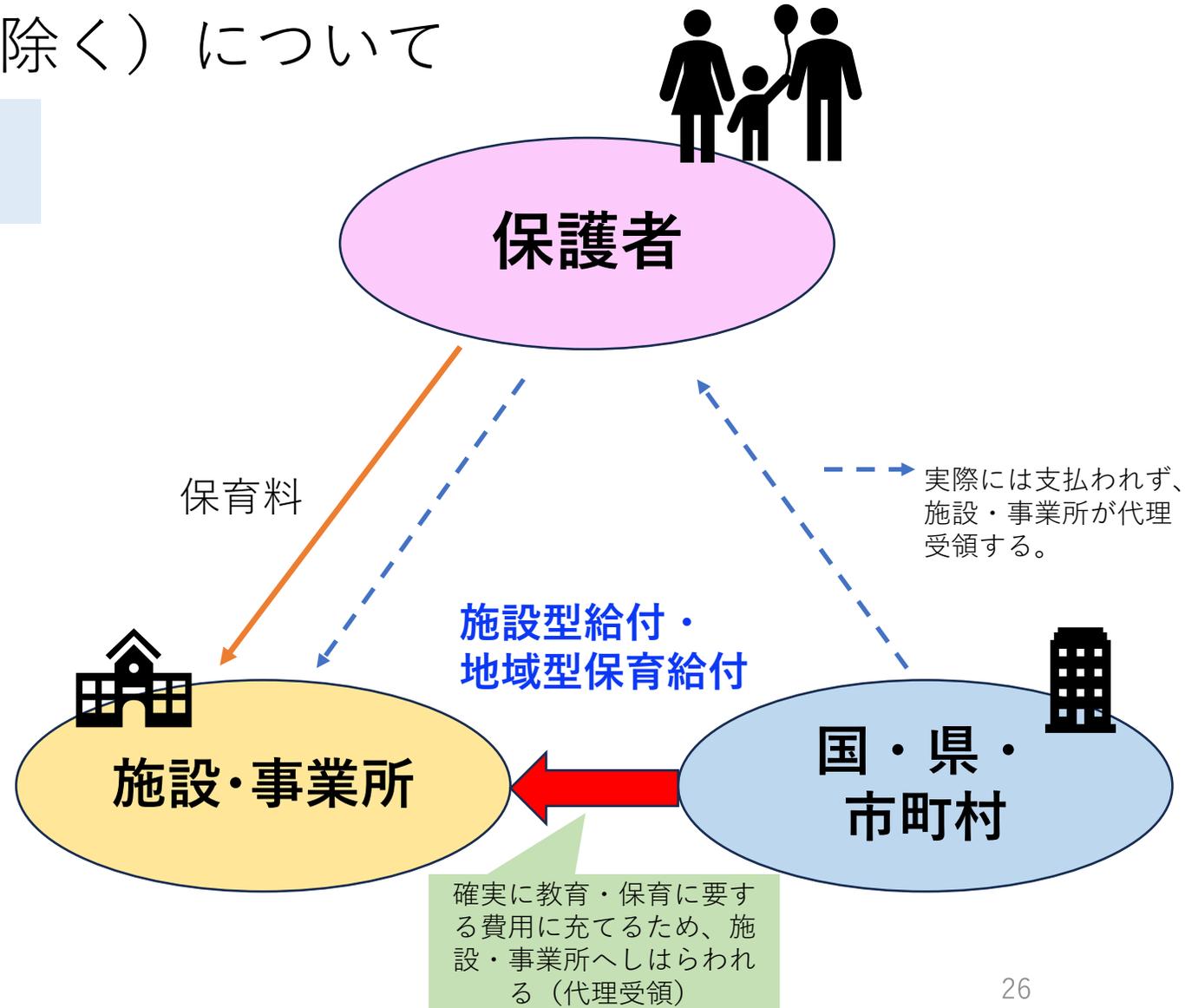
施設型給付費等の額に係る  
法定代理受領の通知

○各自治体が条例で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は**法定代理受領の額を保護者に通知するよう定めている**。

○園だより等を活用して、一括通知も可能。

○当該通知は、毎月行わなければならないものではなく、1年分をまとめて通知する取扱いとすることも可能

1月～3月頃に当該年度分を概算で通知することや、公定価格の額が確定するのを待って次年度に通知する等の対応が考えられる。



## 3. 制度説明について

### 確認変更申請および変更届について

#### 市町村への確認変更申請等が必要な事項

- |                           |                            |
|---------------------------|----------------------------|
| ①施設（事業所）の名称、種類及び設置の場所     | ⑥施設（事業所）の管理者の氏名など          |
| ②設置者の名称及び事務所の所在地、代表者の氏名など | ⑦運営規程                      |
| ③設置者の定款及びその登記事項証明書など      | ⑧給付費の請求に関する事項              |
| ④建物（事業所）の図面及び設備の概要        | ⑨役員の名など                    |
| ⑤子どもの区分ごとの利用する人数（利用定員）    | ⑩連携施設の名称など<br>（地域型保育事業所のみ） |

利用定員を**増加**する場合

増員前に確認変更申請が必要です。

利用定員の**減少**または  
それ以外の内容を変更する場合

利用定員の**減少** ⇒ 減少の3カ月前までに変更届が必要  
それ以外の変更 ⇒ 変更後10日以内に変更届が必要

## 3. 制度説明について

### 運営規程、重要事項説明書について

#### ●運営規程

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一 施設の目的及び運営の方針</li> <li>二 提供する保育の内容</li> <li>三 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</li> <li>五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</li> <li>六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</li> <li>八 緊急時等における対応方法</li> <li>九 非常災害対策</li> <li>十 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>十一 保育所の運営に関する重要事項</li> </ul> |
|---|--|

#### ●重要事項説明書

- 一 運営規程の概要、
- 二 第四十二条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、
- 三 職員の勤務体制、
- 四 第四十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項
- 五 その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項

保育の提供に際しては、予め保護者に対し、左記に掲げる重要事項を記した文書（**重要事項説明書**）を交付し、**同意を得なければなりません。**

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定こども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正（令和6年4月1日施行）により・・・

運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる**重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により講習の閲覧に供しなければならない。**

### 3. 制度説明について

教育・保育施設等における事故の報告等について（意識不明事故の取り扱い）

#### 報告対象となる重大事故の範囲

##### （変更前）

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器をつける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



##### （変更後）

- ・ 死亡事故
- ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

※AVPUスケール（小児の意識レベル評価）

A：Alert意識がはっきりしている

V：Voice声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている

P：Pain痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない

U：Unresponsive **どんな刺激にも反応しない**

意識不明事故として扱う

※運用開始：令和6年1月1日～  
（同日以降の国への報告分を対象とする。）

## 3. 制度説明について

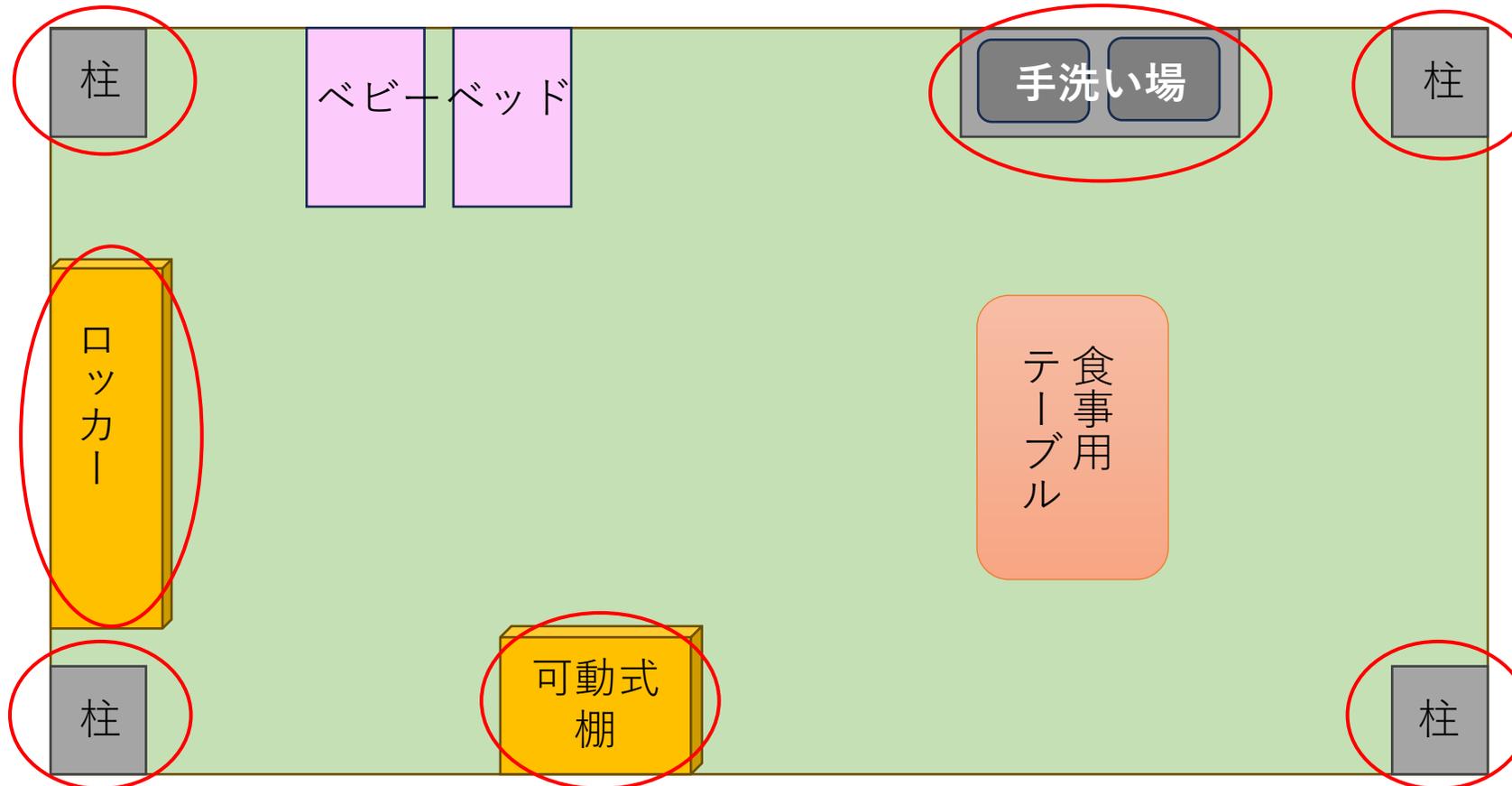
### 面積基準について

部屋の面積から棚やロッカー等を差し引いた、子どもたちが活動できる面積を保育に**有効な面積**として算定します

〈保育室の例〉

※○で示された部分は、有効面積には含まれません。

注：可動式のものであっても、保育室内に常設のものは有効面積に含まれません



**テーブル**  
園児が使用する食事用テーブル  
(※物置きとして使用する場合は有効面積に含まない)

**ベビーベッド**  
乳児がベッドとして使用している場合は必要面積に含める

### 3. 制度説明について

#### 保存食の取り扱いについて

(大量調理衛生管理マニュアルより抜粋)

検食は、**原材料及び調理済み食品**を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、**-20℃以下で2週間以上保存**すること。なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で、調理済み食品は配膳後の状態で保存すること。

#### 令和5年度指導監査において指導した事例

- 50グラムに満たないものが複数確認された。
- 原材料の保存について、可食部ではなく主に皮やヘタの部分が保管されていた。
- 原材料保存食が食品ごとに小分けにされず、1つの袋にまとめられていた。
- 保存食を保管している冷凍設備が-20℃以下を満たしていない。

適切な運用管理をお願いします!!

## 4. その他監査で確認する事項

## 4. その他監査で確認する事項

### 職員の健康診断について

健康診断を適切に実施していますか？

常時使用する労働者に対し、雇入時健康診断と1年以内ごとに1回の定期健康診断を実施しなければなりません。

種類	対象者	実施時期
① 雇入れ時健康診断	常時使用する職員	雇入れ時
② 定期健康診断	常時使用する職員	1年以内ごとに1回

対象となる「常時使用する職員」には、以下の①と②のいずれも満たすパート、アルバイトも含まれます。

- ① 週の労働時間数が常勤の労働者の4分の3以上である者
- ② (期間の定めのない契約による場合、1年以上使用されることが予定されている者および更新により1年以上使用されている者)

○健康診断個人票は5年間の保存をお願いします  
○育児休業等により定期健康診断を実施しなかった職員については、休業終了後、速やかに実施してください。

# 4. その他監査で確認する事項

## 労働条件の明示について

💡 令和6年4月から、明示すべき労働条件が追加されます！

書面により明示し、交付する必要がある条件	
常勤労働者 / 短時間・有期雇用労働者	① 契約期間に関する項目
	② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項、 <b>更新上限の明示</b>
	③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、 <b>就業場所・業務の変更の範囲</b>
	④ 始業及び終業の時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇 (労働者を2組以上に分けて就業させる場合は、就業時転換に関する事項)
	⑤ 賃金の決定、計算及び支払の方法、締切り及び支払の時期
	⑥ 退職に関する事項 (解雇の事由を含む。)
	⑦ 昇給の有無
	⑧ 退職手当の有無
	⑨ 賞与の有無
	⑩ 雇用の管理の改善に関する事項に係る相談窓口
	⑪ <b>無期転換申込機会</b>
	⑫ <b>無期転換後の労働条件</b>

## 5. 令和6年度指導監査について

# 5. 令和6年度指導監査について

令和6年度 実地指導実施数（予定）

全63件

	特定教育・保育施設						特定地域型保育事業								計	
	認定こども園 (私立)		保育所 (私立)		幼稚園 (私立)		小規模 保育事業		事業所内 保育事業		家庭的 保育事業		居宅訪問型 保育事業			
	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数
豊見城市	12	8	13	5	1	0	7	0	6	0	0	0	0	0	39	13
糸満市	15	10	13	5	1	0	16	0	0	0	0	0	0	0	45	15
南城市	7	5	18	7	0	0	5	0	1	0	1	0	0	0	32	12
南風原町	1	0	16	9	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	23	9
与那原町	1	1	7	3	0	0	5	0	0	0	1	0	0	0	14	4
八重瀬町	3	3	15	6	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	22	9
久米島町	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	1
計	39	27	84	36	2	0	41	0	9	0	4	0	0	0	179	63

# 5. 令和6年度指導監査について

令和6年度 一般指導監査実施数（予定）

全54件

	家庭的保育事業等								計	
	小規模 保育事業		事業所内 保育事業		家庭的 保育事業		居宅訪問型 保育事業			
	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数
豊見城市	7	7	6	6	0	0	0	0	13	13
糸満市	16	16	0	0	0	0	0	0	16	16
南城市	5	5	1	1	1	1	0	0	7	7
南風原町	5	5	1	1	0	0	0	0	6	6
与那原町	5	5	0	0	1	1	0	0	6	6
八重瀬町	3	3	1	1	0	0	0	0	4	4
久米島町	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2
計	41	41	9	9	4	4	0	0	54	54

# 指導監査の年間スケジュール

本組合が監査を行う特定教育・保育施設等について、当年度監査対象園・実施月をホームページ上で公開します（毎年度当初）

※R6年度分公開中

本組合HPトップページ <https://www.okinawa-nanbu.jp/jimukumiai/specifiededucation/basis/>

南部広域市町村圏事務組合

ホーム 組合について ▼ 社会福祉法に規定する所轄庁の事務 ▼ 特定教育・保育 ▼ 15市町村の紹介 なんぶナビ

## 指導監査に関する根拠資料ページ（要綱・計画等）

ホーム > 南部広域市町村圏事務組合 > 特定教育・保育 > 指導監査に関する根拠資料ページ（要綱・計画等）

### 令和6年度 指導監査に関する根拠資料、監査予定施設一覧

1	家庭的保育事業等指導監査実施要綱（施設監査）	<a href="#">PDF</a>
2	家庭的保育事業等指導監査実施計画（施設監査）	<a href="#">PDF</a>
3	特定教育・保育施設等指導監査実施要綱（確認監査）	<a href="#">PDF</a>
4	特定教育・保育施設等指導監査実施計画（確認監査）	<a href="#">PDF</a>
5	<p>監査予定施設等一覧表 ⇒こちらで今年度の予定を確認し、監査対象となっている施設は下記6及び7をご確認ください。</p> <p>※特定教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）の確認監査については、沖縄県が行う施設監査と同日に実施します。</p>	<a href="#">予定施設一覧</a> <a href="#">監査実施計画表（年間スケジュール）</a>

特定教育・保育

- 特定教育・保育施設等の指導監査
- 指導監査に関する根拠資料ページ（要綱・計画等）
- 監査調査様式に関するページ（要提出様式）
- その他（集団指導等）

実施要綱・当年度実施計画についても、  
👉こちらで確認できます

# 必要提出書類等について

## 監査調書様式に関するページ（要提出様式）

[ホーム](#) > [南那広域市町村圏事務組合](#) > [特定教育・保育](#) > 監査調書様式に関するページ（要提出様式）

### 令和6年度 監査調書様式一覧

監査予定施設一覧表より、どちらの監査（○施設監査 ◇確認監査 ●両方）に該当するのをご確認のうえ、該当する施設の様式をダウンロードしてください。

«今年度 監査予定施設については [こちら](#) で確認できます»

なお、年度途中におきましても、随時、様式の見直しを行うことがありますので、**最新の様式をダウンロード**するようお願いいたします。

※①～③すべてを提出（③は該当する施設のみ）

### 特定教育・保育施設等（◇確認監査の施設）

施設類型	様式名	留意事項
1 保育所	①Ⅱ 会計管理調書（法人・保育所共通） ②Ⅲ 保育所運営調書 ③事前提出資料（保育所） <a href="#">ダウンロード</a>  ※①、②は <a href="#">沖縄県のホームページ</a> よりダウンロードしてください。	<a href="#">PDF</a> 
2 保育所型認定こども園	①Ⅱ 会計管理調書（保育所型認定こども園） ②Ⅲ-2 保育所型認定こども園運営調書 ③事前提出資料（認定こども園） <a href="#">ダウンロード</a>  ※①、②は <a href="#">沖縄県のホームページ</a> よりダウンロードしてください。	<a href="#">PDF</a> 

調書・事前提出資料等の様式はこちらよりダウンロードいただけます

提出が必要な添付資料が記されていますのでご確認ください。

## 指導監査調書の提出について（提出方法）

**指導監査調書**や**確認のための事前提出資料**（※施設監査のみの場合は不要）及び**添付資料**は、**正副2部提出**

- ・ 指導監査調書・事前提出資料は両面印刷をしないこと。  
添付資料は両面印刷可。

上記①～③は、パンチ穴を空けてフラットファイル等にまとめて綴り、提出してください。

調書・資料等  
ファイル×2

⇒複写や保存をする際に支障を来すため、  
ホッチキス止めや製本テープ、インデックスは不要です。

よろしくおねがいします

**提出については、郵送または本組合までご持参ください**



# ご静聴ありがとうございました



## 集団指導に参加された皆様へ

本指導内容につきましてご不明な点につきましては、下記メールアドレス宛ご連絡いただきますようお願いいたします。

南部広域市町村圏事務組合 総務振興課 教育・保育係

E-mailアドレス [kyouiku-hoiku@okinawa-nanbu.jp](mailto:kyouiku-hoiku@okinawa-nanbu.jp)